

令和6年1月

事業主各位

三重労働局長建築物石綿含有建材調査者講習登録第2号
建設業労働災害防止協会 三重県支部長
(登録有効期限 令和8年5月27日)

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）の実施について

石綿等の取扱い作業は、石綿障害予防規則等により、石綿ばく露防止のための措置が義務付けられています。これらの措置の一つとして、建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査（以下、「事前調査」という。）を行うことが定められています。本講習は、改正石綿障害予防規則による事前調査を行うことができる者の育成を指すものです。

記

1. 受講資格（建築物石綿含有建材調査講習者登録規程第7条第2項第3号参照）

本講習は、下記いずれかの資格経験を有する者が受講できます。

(イ) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者

(ロ) から (ヲ) 別紙1「建築物石綿含有建材調査者講習受講資格確認表」を参照

※ 該当する受講資格により、必要な書類や提出方法が異なります。

必ず、本案内4～7ページの詳細をご確認のうえ、申込んでください。

◎受講科目一部免除

上記(イ)石綿作業主任者技能講習の修了者で希望する方は、下記3「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講を免除できます。当該科目を受講しなくても、筆記試験の出題範囲に含まれますので、できるだけ受講してください。また、受講を免除した場合も受講費用は同額です。

2. 講習日及び会場

講習日程 HPに掲載します。

講習場所 三重県内各市町

※会場へは公共交通機関をご利用ください。車でお越しの際は、自己負担にて周辺駐車場をご利用ください。

3. 講習科目及び時間 (※時間割・科目については変更する場合があります。)

日	時	科 目	時 間
第一日	8:50~16:50 (受付開始8:30~)	開 講 ・ オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	—
		建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1時間
		建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1時間
		石 綿 含 有 建 材 の 建 築 図 面 調 査	4時間
第二日	9:00~16:50 (受付開始8:30~)	現 場 調 査 の 実 際 と 留 意 点	4時間
		建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
		筆 記 試 験 (修 了 考 査)	90分

4. 受講定員 最大100名

5. 受講費用 (振込・送金手数料は、申込者様にてご負担ください。)
48,664 円 【受講料 (税込) 44,000 円 テキスト代 (税込) 4,664 円】

※ 科目免除者も同額です。

6. 申込開始・締切

申込開始は開催日の4か月前、締め切りは5営業日前です。

※ 締切日前でも定員になり次第締切ります。(受講費用入金確認順による先着となります。)

7. 申込方法

(下記8の注意事項及び「受講規程」をご了解の上お申し込み下さい。)

(1) 「受講申込書」に必要事項を記入して、受講費用を振込の上、必要添付書類等と一緒に当協会まで郵送してください。振込領収書の写しも必ず同封してください(受講費用の入金確認をもって申込が確定します)。

当方で入金確認および必要書類の提出を確認後、受講票、案内を返信します。
なお、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

(2) 返信した受講票等は講習当日持参し、会場の当該座席に着席してください。

(テキストは講習会場でお渡しします。)

(3) 【受講費用振込先】

百五銀行 津駅前支店 普通預金 口座番号 114967
建設業労働災害防止協会三重県支部

※ 振込名義のあとに、講習会の初日・講習会の略称を記載して下さい。例：「サイボウタロウ 12/8 ケンチク」複数の講習費用を合算する場合は明細を FAX 等にてお知らせ下さい。

※ 銀行が発行する振込受付書によって、領収書にかえさせていただきます。

8. 注 意 事 項 (取消・変更・中止等)

(1) 申込後の受講取消はできません。但し、受講料等が雇用主負担で、当該労働者が死亡、退職した場合及び資格を有していたのに申し込んだ場合は受講取り消しを認め返金に応じます。その場合、当該事由を証明する公的書類等の写しを添付の上、受講予定3営業日前日の午後4時までに FAX 等でご連絡ください。この場合受講費用を口座振込にて送金手数料を控除して返金いたします。

- (2) 申込んだ受講者が当日出席できなくなった場合、講習開始前日午後4時までに連絡があれば受講者の変更は可能です。連絡後、速やかに交替する方の申込書を提出してください。別日程の講習への変更もできます。別日程の予定が立たない場合は、概ね1年程度有効の再受講券を送付しますので有効期限内に再受講可能です。
- (3) 遅刻、早退、欠席等により規定の受講時間に満たなかった場合、修了証明書の付与はできませんのでご注意ください。
- (4) 無断欠席の場合（受講直前の営業日午後4時までに連絡のない場合）は、再受講券を発行しません。
- (5) 台風・大雨・大雪等の悪天候、大地震が発生した場合は延期又は開始時刻を遅らせる等の場合があります。

9. 筆記試験について

- (1) 全講習科目を受講した方のみ、筆記試験を受験することができます。欠席、欠課（遅刻早退）した科目が1科目でもある場合は筆記試験を受験できません。その際、別日程への振替及び受講費用の返金も行いません。
- (2) 筆記試験は「60%以上」かつ「各科目40%以上」の得点をもって合格となります。
- (3) 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末となります。（再受験には所定の費用がかかります。）

10. 受講の際の携行品（受講生にご通知ください。）

筆記用具（ボールペン、HB以上の濃さの鉛筆、消しゴムを持参してください。）

※ 締切日をすぎても、受付印・受講番号を付した「受講票」が未着の場合は、当協会へご連絡ください。

募集案内・申込書は <https://saiboumie.web.fc2.com/> に掲載しています。

【申込み及び問合せ先】

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目177番地の2
三重県建設産業会館 1F
建設業労働災害防止協会 三重県支部
TEL059-227-5922 FAX059-225-7011

[別紙 1] 受講資格一覧表

受講資格	(建築物石綿含有建材調査講習者登録規程第 7 条第 2 項第 3 号参照)
イ	労働安全衛生法別表第 1 8 第 2 3 号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
ロ	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
ハ	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。二において同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
ニ	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)
ホ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
ヘ	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
ト	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者 [※特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者は該当しません。]
チ	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
リ	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者
ヌ	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
ル	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
ヲ	ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 [※この受講資格で申込希望の場合は、事前に事務局までお問い合わせください。 「作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者」はこちらに該当します。]

[別紙2] 申込みに必要な書類

受講資格	様式1 実務経験 証明書 ※原本提出 【FAX不可】	「実務経験証明書」以外に必要な証明書等	
		《申込時》 ※「原本」や「原本証明」は、下記提出先まで郵送又は直接持参して提出ください (受講者が①従業員、②法人の代表者、③個人事業主の場合)	《受講当日》 ※持参のうえ、ご呈示ください (③個人事業主、または提出書類に原本証明がない場合)
イ	×	①～③ 石綿作業主任者技能講習修了証の写し (①, ②は原本証明必要。)	石綿作業主任者技能講習修了証の原本
ロ	○	①～③ 次の書類の原本2点 ・卒業証明書1点 ・履修科目証明書又は成績証明書いずれか1点	—
ハ			
ニ			
ホ			
ヘ	○	③ 「様式1」内の関係書類	—
ト	○	①～③ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(①, ②は原本証明必要。)	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の原本
チ	○	※「様式1の2」にご記入ください。	—
リ			
ヌ	○	※「様式1の2」にご記入ください。	—
ル			
ヲ	○	※事務局へお問合せください。	

※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

原本証明の方法

修了証、卒業証明書等の原本とその写し(コピー)を事業主に提出し、その余白又は裏面に直接、「原本と相違ないことを証明する」という文言、「証明日」、「事業場所在地」、「事業場名」及び「事業者職名・氏名」を記入して、印を受けてください。

<記載例>

原本と相違ないことを証明する。	
〇〇年〇月〇日	
事業場	三重県津市桜橋2丁目177番地の2
所在地	
事業場名	株式会社安全衛生 三重事業所
事業者職名・氏名	所長 協会太郎 ㊟

コピーの余白又は裏面に
直接記入してください。

提出先：〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 建設産業会館1F
建設業労働災害防止協会 三重県支部

[様式 1]

実務経験証明書

氏名		受講資格記号（別紙 1 を参照）	
----	--	------------------	--

事業場の業務内容	経験年数（西暦）		合計年月数
	（継続中の場合は期間末日に証明日と同じ日付を記入してください）		
	年 月 日 から		年 月
	年 月 日 まで		

該当する職務内容【受講資格(口)から(へ)】（該当する者に○を付してください）

建築物設計、工事監理、工事指導監督、建築一式・大工工事・建築設備の施工管理、内装工事(床・柱・梁・壁等)、建築物耐震診断、解体工事の施工管理

その他の職務内容・特記事項

該当する職務内容【受講資格(ト)】（該当する者に○を付してください）

石綿含有建材調査、試料採取、図面調査(スクリーニング)

その他の職務内容・特記事項

個人事業主が自らを証明する場合は、次のいずれかの写し等の書類を提出してください。（11年以上の事業実績がわかる書面をお願いします。）
 詳細については、事務局までお問い合わせください。

- ①建労等の組合員加入証明書
- ②労災保険の特別加入承認書
- ③建設業許可証(初回時)
- ④11年以上の請負契約書や注文書
- ⑤発注先からの発注証明書

上記の通り相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

事業場名

事業者職名/氏名
 (事業者の署名又は印)

建設業労働災害防止協会 三重県支部長殿

※ この実務経験証明書は、原本を受講申し込み時に下記提出先へ郵送又は直接持参で提出してください。
 ※ 訂正する場合は該当箇所に二重線を引き、正しい内容を記入の上、証明者の印を押印してください。
 (修正テープ等の使用不可)

提出先：〒514-0003 津市桜橋 2 丁目 177 番地の 2 三重県建設産業会館 1 F
 建設業労働災害防止協会 三重県支部

[様式1の2] 従事経験証明書

氏名		受講資格記号 (別紙1を参照)	
----	--	-----------------	--

官職名及び職務内容 (具体的な内容をご記入ください)	経験年数 (西暦)	
	(継続中の場合は期間末日に証明日 と同じ日付を記入してください)	合計年月数
	年 月 日 から	年 月
	年 月 日 まで	

上記の通り相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

行政機関名

上職の職名/氏名
(署名又は押印)

建設業労働災害防止協会 三重県支部長殿

※ この実務経験証明書は、原本を受講申し込み時に下記提出先へ郵送又は直接持参で提出してください。

※ 訂正する場合は該当箇所に二重線を引き、正しい内容を記入の上、証明書の印を押印してください。
(修正テープ等の使用不可)

提出先：〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館1F

建設業労働災害防止協会 三重県支部